ロ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名　称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘　柄	金　額	評価率	評価額
		円	%	円

（記載上の注意）

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

⑵　履行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円

⑶　履行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 （　年　月　日現在）

（記載上の注意）

法第53条第２項に基づく未達債務の額等に関する報告書その他の財務（支）局長に提出した書類における特例対象資金移動業に係る直近の供託している履行保証金又は締結している履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約に係る記載と「特例適用開始日における特例対象資金移動業に係る履行保証金の額、保全金額及び信託財産の額又はこれらの見込額」の記載が異なるときは、その異なる内容について参考となる書面を第２面の次に添付すること。